

「日本一の体験プランを作る！」業務委託に係る提案競技実施要領

1 事業名称

「日本一の体験プランを作る！」業務委託

2 事業目的

体験型旅行商品（マリンアクティビティ・乗馬・陶芸・工作等）の造成を促進することで観光客が都心部だけでなく、より広く福岡市内を回遊し消費する機会を増やす。また、トップランナー事業者を育成することで、現在観光消費を取り込めていない他の事業者の意欲を向上し参入を促進する。そして、成功事例（モデル事業）を数多く作り出すことで、最終的には事業者の自主的な参入による「自走」状態を目指す。

都心部のみならず、周辺地域にも数多く存在する伝統、文化、自然、食など、福岡の多彩な魅力（＝観光資源）を活かし、「福岡ならではの」、「福岡でしか体験できない」日本一、体験してみたい旅行商品の造成によって、国内外からの来福観光客の満足度やリピーターを増加させ、より多くの地元事業者に経済効果が行き渡るようになることを目指す。

3 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

4 提案限度価格

6,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

5 委託概要

別紙1「仕様書」のとおり

6 スケジュール（予定）

- (1) 募集開始 平成28年 6月23日（木）
- (2) 説明会 平成28年 6月29日（水）10時
- (3) 質問締切 平成28年 7月 1日（金）17時
- (4) 質問回答 平成28年 7月 6日（水）
- (5) 提案締切 平成28年 7月12日（火）17時必着
- (6) プレゼンテーション 平成28年 7月22日（金）予定
- (7) 事業者決定 平成28年 7月25日（月）予定
- (8) 契約締結 平成28年 7月25日（月）予定

7 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、平成28年7月1日（金）17時までに提案競技質問書（様式2）に記載の上、Eメールで照会し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、7月6日（水）に、説明会に出席した全事業者に対してメールで送付します。

8 応募資格

応募資格は、次のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (3) 福岡市税（福岡市内に事業所がない場合は、本社所在地の市区町村民税）を滞納していない者であること
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること
- (5) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること
- (6) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1，第2及び第3に該当しないこと

※「福岡市契約情報」ホームページ参照<<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/>>

9 説明会

提案競技の実施にあたり、以下のとおり説明会を開催します。本件に参加を希望する事業者は、説明会に必ず出席してください。説明会への出席がない場合は、この提案競技に参加できません。

- (1) 日時：平成28年6月29日（水）10時から
- (2) 場所：福岡市役所15階1505会議室（福岡市中央区天神1丁目8-1）予定
- (3) 説明会参加申込：説明会参加希望者は、6月28日（火）14時までに「18提案提出先・問合せ先」宛にEメールにて説明会参加申込書（様式1）を必ずご提出ください。ご提出がない場合は説明会に参加できません。

※説明会に参加の際は、この実施要領等関係資料をご持参ください。

※説明会への参加は、1事業者2名までとします。

10 提案書等の提出

- (1) 応募締切 平成28年7月12日（火）17時までに郵送（必着）又は持参してください。

※郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(2) 提出書類

下記①から⑧までの書類を提出してください。なお、②から⑤については、福岡市の「平成26・27・28年度登録業者名簿」に登録されている事業者は提出不要です。

- ① 提案参加申込書（様式3） 1部
- ② 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可） 1部
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 1部
- ④ 福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明 1部

※福岡市内に事業所がない場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明

- ⑤ 法人登記簿（現在事項全部証明書） 1部

⑥ 事業提案書 8部

様式自由，A4横書き，30ページ以内（表紙を除く）

- ・「実施内容(全体・セミナー・ワークショップのそれぞれについての詳細な内容)」，「実施体制」，「スケジュール」等を記載してください。
- ・なお，事業提案書の内容を実施するために必要な経費は，すべて「4 提案限度 価格」(総事業費)に含まれるものとして見積書に記載してください。
- ・提案書は全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。

⑦ 見積書 8部

様式自由，A4横書き，枚数制限なし

- ・見積書は全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。
- ・見積書については，この8部とは別に，事業者名を記載し，代表者印を押印したものを1部提出してください。

⑧ 実施責任者及びその業務実績表(様式4) 1部

- ・本事業は相当の業務実績と遂行能力を持った「実施責任者」に担当していただきます。実施責任者は，本委託業務の窓口として，且つ実際の業務を直接担当し，最後まで責任を持って遂行していただくことを誓約していただきます。

(3) 課題提出 8部

様式自由，枚数制限なし(事業提案書の枚数に含めない)

応募者は事業提案書の提出に加えて，以下の2つの課題をご提出いただきます。

「2 事業目的」を精読の上，これらの目的を達成するためにどのような磨き上げを行うか，また「福岡ならではの」「福岡でしか体験できない」「日本一の体験プラン」とはどのようなものか，具体的な提案を提出してください。

①「日本一の体験プラン」について

具体的な商品案を1つ提出すること。できない場合は，アイデアを提出すること。想像力を大きく膨らませ、誰もが考えつかなかった、そして日本中から福岡に行って体験してみたいと思うような「日本一の体験プラン」に相応しい商品やアイデアを提出してください。

②「改善提案サンプル」について

下記の現行の体験型旅行商品について具体的な改善提案(磨き上げ)を提出すること。

題材：那珂川水上観光バス(リバークルーズ)の全商品を対象とする。

(参考) <http://www.hana-tenjin.jp/>

(4) その他

応募締切までに全ての提出書類の提出がなかった場合は，提案競技への参加を辞退したものとみなします。

11 審査概要

応募された提案書に基づき、提案内容及び見積額等について総合的に審議し、優秀案を選考します。選考結果は、事業者決定後、速やかに全ての提案者に通知します。

(1) プレゼンテーションの実施

提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行います。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を実際に責任を持って担当する方（実施責任者）が必ず行ってください。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・場所は、7月20日（水）17時までに対象事業者にEメールにて通知します。

- ① 日 時：平成28年7月22日（金）（予定）
- ② 場 所：福岡市役所周辺の会議室（予定）
- ③ 時間配分：説明20分、質疑応答20分（予定）

※出席者は1団体3名までとします。

※プレゼンテーションは、提出された事業提案書をもとに行ってください。追加資料の配布はできません。

※パソコンやプロジェクター等、映像機器の使用による説明はできません。（応募者が持ち込む場合も含めて）

- ④ 審 議：（公財）福岡観光コンベンションビューロー（以下「FCVB」という。）が設置する選考委員会で提案内容を審議し、最も優秀と認められる事業者（採択予定事業者）を選考します。

- ⑤ 決定通知：7月25日（月）までにEメールによる文書で連絡する予定です。

(2) 1次審査について

提案書の提出があった事業者の数が4を超える場合は、1次審査として書類審査を実施する場合があります。その場合、1次審査を通過した事業者のみにプレゼンテーションを実施していただきます。1次審査の結果は、7月20日（水）17時までに対象事業者にEメールにて通知します。

12 提出書類の取り扱い

- (1) 応募締切後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、FCVB及び福岡市（以下「FCVB等」という。）との協議により、内容の変更を求めることがあります。

13 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

14 契約

FCVBは採択予定業者と最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は次点の者と業務委託契約手続きを行います。

委託費の使途内訳については別途、契約時にFCVBによって定めます。

15 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、FCVB等に帰属するものとします。
- (2) FCVB等は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができますものとします。
- (3) FCVB等は、制作物を他の用途に使用できるものとします。また、FCVB等が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととします。
- (4) (3)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとします。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとします。

16 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。

17 添付資料

- (様式1) 説明会参加申込書
- (様式2) 提案競技質問書
- (様式3) 提案参加申込書
- (様式4) 実施責任者及びその業務実績表

18 提案提出先・問合せ先

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー 氷室・中村

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目11-17（福岡ビル4階）

E-mail: fcvb@welcome-fukuoka.or.jp

電話番号：092-733-5050